

府中市における男女共同参画のまちづくりの検討について
報告書

平成19年3月
府中市男女共同参画推進懇談会

府中市男女共同参画推進懇談会は、府中市長より、平成17年5月20日付で、府中市における男女共同参画のまちづくりの検討について、次の事項を平成19年3月31日までに検討し、報告するよう求められました。

(1) 府中市男女共同参画計画について

ア 第3次府中市男女共同参画計画の見直しについて

イ 府中市男女共同参画計画の進捗状況の評価のあり方について

(2) 府中市女性センターの事業計画及び運営のあり方について

(3) その他男女共同参画のまちづくりに必要な事柄について

このうちの「(1) 府中市男女共同参画計画について ア 第3次府中市男女共同参画計画の見直しについて」は、平成17年6月から平成18年5月までの隔月に会議を開催し、検討・協議した結果を平成18年5月12日に報告をしたところです。

その後、平成18年7月から平成19年3月までの隔月の会議で、残る「(1) — イ 府中市男女共同参画計画の進捗状況の評価のあり方について」及び「(2) 府中市女性センターの事業計画及び運営のあり方について」、「(3) その他男女共同参画のまちづくりに必要な事柄についてについて」について検討・協議いたしましたので、その結果をここに報告いたします。

市におかれましては、何卒以下の報告書を踏まえて、府中市の男女共同参画施策の実施について更にご尽力くださいますことを切に願います。

平成19年3月27日

府中市長 野口 忠直 様

府中市男女共同参画推進懇談会

会 長 小西 厚子

副会長 諸橋 泰樹

委 員 原田 美江子

委 員 後藤 賢一

委 員 赤井 久美子

委 員 村野 太郎

委 員 北川 勉

委 員 平井 暉子

委 員 荒金 由利子

委 員 荒畑 正子

委 員 岡崎 妙子

委 員 矢島 チサト

府中市における男女共同参画のまちづくりの検討について

(1) 府中市男女共同参画計画について

イ 府中市男女共同参画計画の進捗状況の評価のあり方について

現在、第3次府中市男女共同参画計画「男女が共に参画するまち 府中プラン」(以下、「第3次計画」といいます。)の進捗状況の評価は、計画の各事業を担当する各課がABCの3段階で自己評価して「推進状況報告書」として年度ごとに作成されています。

この「推進状況報告書」は、計画の推進状況を市民に理解しやすい形で報告するために作成しているということですが、各事業担当課による自己評価がどのような理由にもとづく評価であるかの説明が記載されてあれば、より理解しやすいものになると考えます。

また、進捗状況の評価が事業担当課による自己評価であることは、担当課(者)の主観に大きく作用される評価になり、客観性に欠けることが否めません。

そこで、事業担当課による自己評価とともに、その評価が適切であるか否かを客観的に確認するための第三者評価を導入する必要があると考えます。

今期の私たち府中市男女共同参画推進懇談会(以下、「懇談会」といいます。)に与えられた協議課題であった「(1)ア 第3次府中市男女共同参画計画の見直しについて」(平成18年5月12日に報告書提出済)を検討するにあたって、「府中市男女共同参画計画推進状況報告書 平成16年度実績及び平成17年度計画」の事業項目ごとの実績と評価を参考にして、事業担当課に質問を提出し、その回答をもとに見直しを協議・検討いたしました。この経験から、第三者評価機関と担当課とのヒアリング方式(面接等の直接的なヒアリングや文書等での間接的なヒアリング)を取り入れ

て、担当課の進捗状況の評価を客観的に検討して、次年度への推進課題を提起して施策に反映する提言を行うと良いと考えます。

この第三者評価機関としての役割は、当懇談会が担うことを提案します。

また、各課が自己評価している ABC の判断基準は、次表のとおり計画の最終年度末までに達成できる見込みによる評価ですが、最終年度までの達成見込みだけではなく、各年度での計画の達成度等を判断基準にして評価することを提案します。その際、現行の 3 段階を 5 段階（3 段階目を達成の基準として、達成度合いが予想を上回るか下回るかによって段階を変更する）にすることによって、計画の進捗状況をより明確に、具体的に把握することができると考えます。また、必要な箇所には、評価の理由を付記することを求めます。

（「府中市男女共同参画計画推進状況報告書 平成 16 年度実績及び平成 17 年度計画」参照）

◆「推進状況評価」について

「推進状況評価」は各事業について、その進捗状況を各課が ABC の 3 段階で自己評価したものです。評価は計画期間の 7 箇年（平成 12 年度～平成 18 年度）の中での途中経過の状況で判断しています。

A… 17 年度末の時点で順調に実施できており、18 年度末までに目標を十分に達成できる見込みの場合。

B… 17 年度末の時点である程度実施できており、18 年度末までに目標をおおむね達成できる見込みの場合。

C… 17 年度末の時点であまり実施できておらず、このままでは 18 年度末までに目標を達成できそうにない場合。

※途中経過の評価ですので、17 年度末の時点では「A」であっても、18 年度末の時点では「C」となることもありえます。（18 年度以降に予定どおり実施できなかった場合）

第三者機関が行う評価については、すべての事業項目を対象に評価するのではなく、重点的な項目に絞って評価をする方が良いと考えます。また、数値目標を設定できる

事業項目にはできるだけ目標値を設定して、計画の達成度や推進度を評価する判断基準にすることを提案します。

そこで、私たち懇談会は、上に述べた提案を、現行の第3次計画の中から、男女共同参画推進のための重点項目と数値目標が出せる事業項目について協議・検討いたしました。その結果は、次のとおりです。

表記の仕方としては、第3次計画での項目順に記載し、重点項目として指定するのは、その指定理由をあげ、数値目標項目として指定するものは、できるだけ具体的な数値をあげました。

大項目Ⅰ「男女平等社会への意識づくり」

＜重点項目＞

○広報紙・啓発冊子等の啓発の充実（001）

問題意識のない人にこそ意識してもらうことが重要であるため、広く行うことに重点を置いた積極的な広報活動が必要です。

○家庭における男女平等の確立（012）

家庭で、男女平等理念に沿った生活や教育が行われないと学校や地域社会においても男女平等の実現はできません。特に、男性の家事・育児・子育ての参加が課題です。

○男女平等教育の推進（017）

学校教育においては、ジェンダー（社会的性別）にとらわれない教育が原点であるため、男女平等教育の推進は重要です。

○自主的学習活動の援助（033）

多くの市民の参加が期待できる自主的学習が、一層活発になるよう支援する必要があります。

<数値目標>

○広報紙・啓発冊子等の啓発の充実（001）

「広報ふちゅう」への掲載回数を増加していき、毎号掲載することを目標とします。

○職員に対する研修会、講演会の回数（005）

全職員が年2回研修を受けることを目標とします。

○職員の意識調査（007）

職員の意識調査は毎年実施することが必要です。調査の項目数を削減することで、職員の意識調査を毎年実施することを目標とします。

○男女平等教育の推進（017）

- ① 生徒会長・児童会長の男女の割合が50%になることを目標とします。
- ② 男女混合名簿を使用する学校を増やし、最終的には全校で使用することを目標とします。

大項目Ⅱ「女性の働く権利の保障と環境の整備」

<重点項目>

○再就職講座の実施（038）

再チャレンジを支援することは急務です。女性の就業、起業の支援のための各種講座・セミナー・イベント・情報提供等を実施することは重要な事業であり、国や都、商工会議所等と連携して実施する必要があります。

○保育サービスの充実（053～059）

保育環境の整備・充実は、女性が働き続けるための支援として必要不可欠です。特に、低年齢児保育・病後児保育・学童クラブの充実は、現在のニーズも高く急務です。

○在宅サービスセンター事業（061）

女性が働き続けるための環境を整備するために、保育所とともに介護施設等の整備・充実を図る必要があります。

○労働時間短縮の啓発（064）

女性が働き続けることを阻害し、子どもを産むことをためらわせている原因は、主に長時間労働です。男女とも残業を減らす対策を考えないとなりません。

<数値目標>

○再就職講座の実施（038）

介護職等の従来の福祉系職業講座に加えて、福祉系以外の職業への再就職の道を拓く講座の年3回の開催、1回につき30人の受講者、その70%を実際に再就職させることを目標とします。

○低年齢児保育の充実（055）

待機児の解消（ゼロ）を目標とします。そのためのハード面の改善が前年度を上回ることを目標とします。

○病後児保育事業の実施（057）

全保育所での実施が望ましいのですが、当初の対策として、どの保育所にいる子も受け入れる病後児保育所を市内に3箇所（東部、中部、西部等）設置することを目標とします

○学童クラブの充実（058）

大規模学童クラブの問題解消のため、当初の対策として、少なくとも子ども一人当たりの施設面積を国基準(1.65 m²)以上にすることを目標とします。

大項目Ⅲ「女性の健康と安定した生活の確立」

＜重点項目＞

○母子の健康増進（066）

女性が自己の心身を自身で管理する知識を習得するということは、最善の病気の予防法であり、女性外来の講座に対するニーズは高いので、対象者の年齢層に合った時間帯の講座を開催する必要があります。

○子育て相談事業の充実（068）

少子化、児童虐待の増加等で、社会的に子育て相談事業の充実・必要性が要請されています。相談事業がニーズに合った時間に開設されていることと、相談内容が直接解決につながっていける連携体制ができていることが重要です。

○学校教育におけるエイズ、薬物、結核等の予防・啓発（070）

思春期の健康問題としてエイズをはじめとする性感染症、薬物乱用が増加傾向にあり、重大な問題です。また、中学生に対するリプロ（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）講座の開設は急務であり、カリキュラムに入れることが難しいのであれば、任意の出張講座でもいいので開催するべきです。

＜数値目標＞

○子育て相談事業の充実（068）

関係各課の子育て相談件数の実績、開設窓口数や連携会議の件数等について、経年比較をして事業の充実を計る必要があります。

○学校教育におけるエイズ、薬物、結核等の予防・啓発（070）

学校における予防教育の実績を計る必要があります。

中学校の全校におけるリプロ講座（生活習慣病予防をはじめとしてエイズ、性感染症、薬物、禁煙教室）の開設・実施を目標とします。

○検診事業の充実（072）

乳がんの増加に伴い、乳がん検診の充実と受診率の向上を図るために、検診実績（受診率）に基づいて啓発を行う必要があります。

大項目Ⅳ「女性の人権の尊重と擁護」

<重点項目>

○学校教育の中での知識の提供・啓発（102）

学校教育における「性に関する自己決定能力を育てる教育」の啓発は、非常に重要です。年間のプログラムを立てて教える必要があります。

○暴力を防ぐための意識啓発（109）

最重要事業であるとともに、被害者への早急な対策が必要です。男性への啓発も含めて、女性に対する暴力は人権侵害であることをもう一度強調する必要があります。

市民に対しては、基本法、均等法、DV防止法、都条例、女性センター相談事業のPR等を行い、職員に対しては各種法律についての研修を必修とすべきです。また、被害者の救済のための連携体制を整える事も急務です。

○母子・女性相談（119）

追い詰められた母親の救済や子どもの一時保護対策のために重要な事業です。

<数値目標>

○女性問題相談の充実（104）

前年度を上回る解決件数の達成を目標とします。相談件数のうち、どのくらいの割合で「解決」（定義は困難だが）に至ったか、 $\text{解決件数} \div \text{相談件数} = 100$ を指標として経年の推移を見る。

○虐待を防ぐための意識啓発（113）

虐待件数や母子相談件数の推移を数値化して、減らすことを努力目標とします。

大項目Ⅴ「あらゆる分野への男女の共同参画」

＜重点項目＞

○審議会等委員の男女構成比をそれぞれ30%以上に促進（131）

「政策・方針決定過程への男女共同参画」を達成するために、審議会等委員の男女構成比をポジティブ・アクションをもって見直すことが重要です。

○すべての審議会等へ女性委員を登用するよう促進（132）

「政策・方針決定過程への男女共同参画」を達成するために、男性委員のみの審議会等へ女性委員を登用することは重要です。

○女性職員に対する昇任試験の受験奨励（138）

市職員の男女共同参画の推進は重要であり、女性職員の管理職数を増やす必要があります。また、受験しやすい環境づくりも必須です。

○コミュニティ活動への参加（140）

地域活動における男女共同参画を推進するために、防災、地域おこし、まちづくり、観光、環境、自治会、コミュニティ協議会等への女性の参画の拡大（女性の会長を増やすこと）が重要です。そのためには、行政からの働きかけが必要です。

＜数値目標＞

○審議会等委員の男女構成比をそれぞれ30%以上に促進（131）

第5次府中市総合計画の目標値40%を達成すること、最終的には50%を目標とします。

○すべての審議会等へ女性委員を登用するよう促進（132）

男女両方を含む審議会等の委員会の数を95%以上にすることを当面の目標とします。

○女性職員に対する昇任試験の受験奨励（138）

女性職員の昇任試験への受験率は、男性職員に比べて低いのが現状です。少なくとも前年度以上とし、30%を達成することを目標とします。

(2) 府中市女性センターの事業計画及び運営のあり方について

府中市女性センターは、平成7年に開館して12周年を迎えます。そこで、女性センターの事業計画や運営の見直しをしたいと、様々な観点から意見を出し合い、検討した結果を報告します。

1. 女性センターの講座・各種事業について

(1) 講座の企画・内容について

女性センターが提供する講座は、単なるセミナーでの啓発講座ではなく、女性の経済的・社会的自立を具体的な形の成果として出せる講座を企画すると良いと考えます。そこで、次のような講座を提案します。

①再就職支援講座

再チャレンジをしたい女性たちのための再教育の場として模擬会社のような教室をつくる。

②編集講座

以前の「デュエット」(※)のような情報誌を、講座終了後に受講生たちで作成する。

※女性活動推進を図ることを目的に作成された小冊子。内容は男女共同参画についての話題や各種調査、フォーラムの紹介等で半年に1度発行。平成7年に「スクエア21」と改題し、現在も発行中。

③調査活動講座

DVや虐待等の実情を調査し、講座終了後に報告書を作成する。

④シニア相談活動講座

市内、近隣のシニア施設の環境・料金・食事・入居者・介護者等を取材し、

講座終了後に報告書を作成する。また、その取材に基づいて、情報提供できる市民による相談窓口を開設する。

⑤子育て相談活動講座

市内、近隣の保育園や幼稚園、幼児向け教室や施設を調査・取材し、講座終了後に報告書を作成する。また、その取材に基づいて、情報提供ができる市民による相談窓口を開く。

⑥ホームページ構築・運営講座

上記のような活動講座を紹介し、支援できるホームページも市民メンバーで構築・運営する。システムの構築には市内企業のOB・OG等に活躍してもらう。

(2) 事業後のバックアップと関連機関との連携について

女性センターの講座や講演に市民が集まるのは良いのですが、参加者のネットワークが広がり、男女共同参画につながるような工夫が必要です。男性向けの講座を開催した後は、グループ立ち上げのバックアップをしたり、男性の来館者のリピーターをつくることが重要と考えます。

国や都、商工会議所と連携して、女性の就業や起業への支援のための各種講座、セミナー、イベント、情報提供等を実施することを提案します。また、都や商工会議所と連携して、セクシャルハラスメント防止の啓発活動を充実させ、企業主配慮義務の周知も行うことを要望します。

(3) 事業と関連した運営予算について

女性センターを利用する対象者を広げる事業を計画すると良いと考えます。

全国規模の男女共同参画関係会議（日本女性会議や内閣府主催の男女共同参画フ

ォーラム等)への市民参加について、市民を派遣するのは賛成ですが、対象は登録団体に限らず個人にも門戸を広げると良いと思われます。例えば、論文の募集等で参加者を募ることで、女性センターの利用者を増やすことにもつながるのではないのでしょうか。

市民企画講座事業への申込みが年々増えているのは大変望ましいことなので、予算を増やして、企画落ちのないようにすることを要望します。

女性センターの予算について、18年度の予算をみると、フォーラムの予算に比べ、情報誌「スクエア21」の予算が少ないと思います。「スクエア21」は、女性センターの唯一の情報誌であり、発行回数を増やすなど継続的、地道に発信していく必要があります。また、内容についても、働き続けるための支援策としての保育所や介護施設等の情報提供を要望します。

2. ロビーの利用方法について

施設のレイアウトを含めて、ロビーの利用方法を再検討してもよい時期ではないかと考えます。市民が気楽に話し合いのできるスペースが欲しいと思います。ロビーをもう少し開放的にして、飲み物を飲みながら話ができる場所にすることを提案します。参考になる例として、青森市の女性センターは長机を10台程度置いて、話し合いができるスペースを設けていましたし、東京都のウィメンズプラザや飯田橋セントラルプラザのボランティアセンターでは、可動の机や椅子等を利用して、来館者が会話を楽しめる施設になっています。

3. 女性センター団体登録について

女性センターは、男女共同参画社会の実現に寄与するための活動の拠点ですが、女性センターで活動する登録団体の中には、そうした基本的な意識を持たずに趣

味活動の場所取りとして利用している団体も見受けられます。登録団体条件の中に男女共同参画に関わる団体であるということ、男女共同参画の活動を意識することを、毎年登録更新時に徹底すべきです。その上で、登録団体が女性センターの事業や運営について、積極的に参加し意見を言えるような運営形態にしておくことが望ましいと考えます。

4. 府中市男女共同参画推進懇談会について

懇談会は、府中市における男女共同参画社会の実現に向けた施策に市民の意見を反映させる協議機関です。すなわち、男女共同参画計画の推進に関すること、府中市女性センターの事業計画及び運営に関すること等について協議してその結果を市長に報告する委員会です。委員の任期は2年で、会議は隔月で開催されています。

しかし、2箇月に1回、年6回の会議日程では、間が空きすぎます。女性センターの事業計画等についての検討をするのであれば、次年度の事業計画作成に間に合うように、2箇月に1回にこだわらず、開催回数を増やしたり開催期間を変更する等の融通をきかせて会議日程を組むことを提案します。その他、会議と会議の間に電子媒体（メール）や小委員会を協議の補足手段として入れるとよいと考えます。そのために、懇談会の年間スケジュールを立てて、委員が協議に効率よく参加して意見を言えるような工夫をすることを提案します。

(3) その他男女共同参画のまちづくりに必要な事柄について

男女共同参画社会の実現は、21世紀における国の最重要課題とされています。この課題は、国を支え担う個々人が男女共同参画意識をもって行動することで実現できます。この課題は、私たちの最も身近なまちづくりにおいても、必要な要件であると考えます。

この問題についても、いろいろな意見が提出されましたので、ここに取りまとめて報告いたします。

1. 団塊の世代の活用

2007年問題として注目されている団塊の世代の大量退職は、男女共同参画のまちづくりにとってビッグチャンスです。団塊の世代は、男女ともに男女共同参画意識の強い世代であり、また、地域社会での社会貢献等を退職後の目標として考えている人たちの多い世代です。

そこで、府中市としても、大量に地域に戻ってくる彼ら彼女らのための社会貢献を支援する事業を立ち上げることを提案します。その際、自発的に物事を進められる世代だという点を活用し、どういう事業をどのように進めるかという準備段階の協議から巻き込むことが有効だと考えます。

子育て支援から介護、商店街の活性化まで、住みやすい地域社会、すなわち誰もがいきいきと暮らせる男女共同参画のまちづくりのために、今こそ団塊の世代の力を活用すべきと考え、その一例として、次のような事業を提案します。

① 新規事業や新規NPO設立支援

法律、税務、ITのエキスパートが支援する。

② 各市民グループ間の連絡会・活動・情報交換支援

ボランティア団体、NPO団体、子育てグループ等、まちづくりに関連したグループ等がその力を発揮できるように支援する。

③ まちづくりに関する市への提言

子育て、介護、安全等に関連したグループごとに提言をまとめて市に提出し、実現へ向けての働きかけをする。

④ 各審議会等へ登用する人材のプール

優れた人材を発掘して、審議会等の委員に登用する。

⑤ 各種相談事業

行政や専門機関による相談事業とは異なり、専門分野の視点に加えて、より市民の目線に近い立場で相談を受け付けられる。

もちろんこれらの事業の他にも、多種多様な事業の可能性が広がります。

2. PRについて

府中市が「男女共同参画宣言都市」であることを、折りに触れて市民に知らせ、意識の改革を訴えることを要望します。宣言都市であることを知っている人は知っているが、知らないし関心のない人も多いように感じます。PRは、市民への再確認の良い機会にもなります。

男女共同参画事業は、女性たちの活動が主ですが、それを達成させるためには、むしろ男性への働きかけを強くすることが必要で、また、その働きかけは行政が声を大にして、常に訴えなければ、いつまでも変わりません。行政からの積極的な行動が不可欠です。

3. 連携の強化

男女共同参画のまちづくりのためには、横のネットワークを強化することが重要です。例えば、労働分野のパートナーである企業主、商工会議所、法人会等との連携が重要です。また、国、東京都との連携強化と効率的な役割分担等が大切です。

4. 意思決定過程への参画

審議会・委員会・協議会等は、目標パーセントまで、女性を参画させることが必要です。自治会やPTA会長もなるべく女性を立てるように、現会長に言えるのは行政しかありません。前例がない、無理だろうと言われても、立てられた女性はそこからリーダーシップを学んでいくでしょうし、男性主導の欠点も見つかるはずです。

しかし、審議会等の委員になりたいくても、他の審議会等の委員になっていると参加できないのが現状です。府中市におけるこの規定をゆるやかに適用することを要望します。

会議の経過

	開催日	内 容
平成17年度 第1回	平成17年 5月12日	市長より、第3次府中市男女共同参画計画の見直し「(1) ア」について依頼
平成17年度 第2回	平成17年 7月 8日	委嘱された「(1) ア」についての進め方の検討 柱立てごとの担当者の決定
平成17年度 第3回	平成17年 9月 9日	「Ⅰ 男女平等社会への意識づくり」の検討 担当：荒金、荒畑、岡崎
平成17年度 第4回	平成17年11月11日	「Ⅱ 女性の働く権利の保障と環境の整備」の検討 担当：赤井、並木、矢島
平成17年度 第5回	平成18年 1月13日	「Ⅳ 女性の人権と擁護」の検討 担当：平井、諸橋
平成17年度 第6回	平成18年 3月10日	「Ⅴ あらゆる分野への男女の共同参画」の検討 担当：北川、小西 「Ⅲ 女性の健康と安定した生活の確立」の検討 担当：植松、原田
「起草委員会」 第1回	平成18年 3月24日	会議における柱立てⅠ～Ⅴまでの各担当者の報告 と協議結果の整理について
「起草委員会」 第2回	平成18年 4月14日	「第3次府中市男女共同参画計画の見直しについて」 の報告書のまとめ方について
平成18年度 第1回	平成18年 5月12日	「第3次府中市男女共同参画計画の見直しについて」 の報告書の確認
市長へ報告	平成18年 5月19日	「第3次府中市男女共同参画計画の見直しについて」 の報告書を市長に提出
平成18年度 第2回	平成18年 7月21日	検討課題「府中市男女共同参画計画の進捗状況の評価の あり方」についての検討を開始
平成18年度 第3回	平成18年 9月15日	「府中市男女共同参画計画の進捗状況の評価のあり方」 の数値目標と重点項目について検討
平成18年度 第4回	平成18年11月10日	「府中市男女共同参画計画の進捗状況の評価のあり方」 のまとめ方について検討 「府中市女性センターの事業計画及び運営のあり方」 について及び「その他男女共同参画のまちづくりに 必要な事柄」について検討を開始
平成18年度 第5回	平成19年 1月19日	報告書のまとめ方について
平成18年度 第6回	平成19年 3月 8日	報告書の確認

委員名簿

	氏名	選出区分
会長	小西 厚子	学識経験者 (元帝京大学教授)
副会長	諸橋 泰樹	学識経験者 (フェリス女学院大学教授)
委員	原田 美江子	学識経験者 (多摩府中保健所)
委員	後藤 賢一	学識経験者 (東京都労働相談情報センター 八王子事務所)
委員	赤井 久美子	市内関係団体代表 (女性センター登録団体)
委員	村野 太郎	市内関係団体代表 (むさし府中青年会議所)
委員	北川 勉	市内関係団体代表 (むさし府中商工会議所)
委員	平井 暉子	市内関係団体代表 (民生委員児童委員協議会)
委員	荒金 由利子	公募市民
委員	荒畑 正子	//
委員	岡崎 妙子	//
委員	矢島 チサト	//